

# 会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成26年度 第4回 都市計画審議会		
事務局 (担当課)	都市整備部 まちづくり政策室 都市計画課		
開催期日	平成26年11月25日(火)		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	久・西井・北澤・荒木・國津・大崎・北上・住田・秋田・斯波・安田・藪内・大谷・常城・伊藤(代)	
	関係人		
	事務局	福本・大田・橋本・堀内・阪本・池田・角田	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0名
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
会議次第	<p>議 題</p> <p>(1) 議案第1号 川西市都市計画審議会における副会長選出について</p> <p>(2) 議案第2号 新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の策定について</p> <p>(3) 議案第3号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更について</p> <p>(4) 議案第4号 阪神間都市計画道路(3.4.94号一庫紫合線)の変更について</p> <p>(5) 議案第5号 景観計画の策定にあたっての意見について</p>		
会議結果	<p>(1) 議案第1号 副会長には住田委員が選出されました。</p> <p>(2) 議案第2号については、原案のとおり可決されました。</p> <p>(3) 議案第3号については、原案のとおり可決されました。</p> <p>(4) 議案第4号については、原案のとおり可決されました。</p> <p>(5) 議案第5号については、都市景観形成審議会への意見をいただきました。</p>		

平成26年度 第4回川西市都市計画審議会 審議結果 (H26.11.25)

1

<p>司 会</p>	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。定刻前ではございますが皆様おそろいでございますので、ただ今から平成26年度第4回 川西市都市計画審議会を開会させていただきます。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます、まちづくり政策室長の大田と申します。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>開会に先立ちまして平成26年10月19日の川西市議会議員選挙に伴い、市議会から選出の委員6名が改めてご就任いただくことになりましたので、ご紹介をさせていただきます。</p> <p>市議会より選出の大崎委員でございます。 北上委員でございます。 住田委員でございます。 秋田委員でございます。 斯波委員でございます。 安田委員でございます。</p> <p>それでは久会長より開会にあたりましてご挨拶を頂戴したいと思います。久会長、よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>本日は平成26年度第4回都市計画審議会開会にあたりまして、皆様方には大変お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。</p> <p>ただいまご紹介がありましたように、新たに6名の委員の方に審議会の運営に係っていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは本日ご審議いただく案件でございますけれども、ご案内のとおり副会長の選出を始めとしまして継続案件を含めて議案が5件あり、また、採決も予定しております。慎重なご審議を賜りたく、ご協力をお願いします。それではよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。それでは委員の皆さま方の出欠につきましてご報告を申し上げます。</p> <p>委員17名の内、本日ご出席いただいておりますのは15名でございます。したがって、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立致しましたことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事進行につきましては、久会長にお願いしたいと存じます。久会長、どうぞよろしくお願い致します。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>まずは議案第1号でございますけれども、先程もお話しさせていただきましたように現在副会長が空席となっておりますので、副会長の選出をしていただければと思えます。</p> <p>それではまず事務局の方より説明していただけたらと思えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 「川西市都市計画審議会における副会長の選出について」 説明)</p>

会 長	<p>ただいま事務局より説明がありましたように、副会長の選出につきましては従来通り指名推薦という方法でよろしゅうございますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしとの声が出ましたので、指名推薦の方法によりさせていただきます。</p> <p>どなたかご指名推薦していただける方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
委 員	<p>議会6名の中からということで、住田委員をご推薦したいと思います。</p>
会 長	<p>他にご推薦される方はございませんでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは他にご推薦の方がいらっしゃらないようなので、お諮りをさせていただきたいと思います。</p> <p>議案第1号「川西市都市計画審議会における副会長の選出」につきましては、ただいまご推薦のありました住田委員を選出させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしということでございますので、本審議会の副会長には住田委員が選出されました。</p> <p>それでは住田委員、副会長席にお願い致します。</p> <p>それでは住田副会長より就任のご挨拶をお願い致します。</p>
副会長	<p>只今ご指名をいただき、本審議会の副会長に就任することになりました市議会議員の住田です。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>都市計画審議会にはずいぶん携わっておりますけれども、こういった議事進行におきましては不慣れでございます。久会長を補佐し、本審議会を円滑な議事運営をやっていきたいと考えております。委員の皆様方にもご協力の程よろしく申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き議事を進行させていただきたいと思います。</p> <p>議案第2号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の策定について」を議題とさせていただきます。</p> <p>本案件、7月25日付けで川西市長から諮問を受けておりまして、すでに前回、前々回の審議会でもご審議いただいておりますが、本日の審議をもちまして答</p>

	<p>申する予定でございます。最終的には本日採決ということでお願いしたいと思います。それではまず原案について、事務局より説明いただけるとと思います。よろしくをお願いします。</p>
委 員	<p>会長、その前に1つよろしいですか。 手元にあります資料で議案の第1号、2号・・・とありますが、番号は間違っていますか。次第と資料で番号が違いますが。</p>
事務局	<p>机の上に置かせていただいております配付資料の右肩の数「川西市都計審」というものなのですが、こちらの方は年度ごとの番号を取らせていただいております。したがって、本日のインターチェンジ周辺の土地利用計画につきましては7月25日付けの今年度一番初めの番号でしたので1番をつけさせていただきました。 2番3番につきましては、前回審議をいただきましたけやき坂の地区計画と用途地域ですので、その番号は今回ありませんので、3番4番が本日の議案になります生産緑地と一庫紫合線になります。 右上の都計審の番号と議案の番号とは合致しておりませんが、年度ごとの順番で合わせておりますのでご理解いただければと思います。</p>
委 員	<p>ややこしいので、箇条書きでも良いので加筆してもらえませんか。とても分かりにくいです。特に新しく来られた委員さんにとっては、継続であるかも書いておかないと分かりにくいと思います。</p>
事務局	<p>今後、そのような形でできるよう検討させていただき善処させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>名前を変えるというのも一つの方法ですね。案件と議案等といった具合に。少しタイトルを変えるだけでも印象が違ってくるように思いますのでよろしくお願い致します。 それでは、事務局の方より説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局 「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の策定について」 説明)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それではただいまの内容につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら賜りたいと思います。</p>
委 員	<p>スケジュールに関しては分かりましたが、議案2号は前回の都計審があった9月18日の物とどこが変わっているのでしょうか。変わっているならば、どこが変わっているかの詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大筋としましては、前回と大きく変わっている所はございません。議案の25ページの第5章以降の所におきまして、詳細な部分、例えば土地利用に係る詳細な事項や、建物を建てる基準等を細かく決めさせていただいております。大きな</p>

	<p>変更箇所はその辺りです。</p> <p>後、24ページに土地利用計画図がございますが、前回、沿道利用対応ゾーンとして50m幅の所等を概ねインターチェンジ沿いで利用できそうな所に配慮していたのですが、道路と高低差のある所や側道がある所等で沿道利用対応ゾーンとして利用できないとみられる所を省いたり、実際に応じた形に整合させるようにしました。</p>
会 長	<p>大筋は変えずにより詳細にしたということでございますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>24ページで、今おっしゃった沿道利用対応ゾーンが変わったということですが、前回と変わった部分の拡大図のようなものはどこに載っていますか。</p>
事務局	<p>24ページの所で一番大きな所でございますが、左の方に青く塗っている石道地区があります。ここがカギ型になっているのですが、前はカギ型ではなかったことと、その次のオレンジの三角形の所は沿道利用ゾーンとして着色していたのですが、ここが消えたこと、また東畦野地区につきましてもインター線よりも南側についてピンク色の部分が少なくなったことが大きな所であると考えております。</p>
委 員	<p>私が聞いているのは、説明の時に変わった所の説明がなかったもので、変わる前の図がないので、きちんと審議できないのではありませんか。今の口頭説明だけでは分からないので、審議できません。</p>
会 長	<p>ほとんどの方はご理解いただけたと思うのですが、今後、変更のプロセスと変更の内容をきちんと説明していただいた方が理解しやすいというご意見かと思えます。</p>
委 員	<p>新旧の図を出して、どこがどのように変わったのかを出してもらわないと駄目です。最終形は24ページであるということは分かりましたが。</p>
事務局	<p>変わった所が分かる対比の資料を作らせていただき、できるだけ早い段階でお持ちさせていただきたいと思えます。</p>
会 長	<p>前回の資料がありましたら、それほど大きな変更ではありませんのでスライドで並べていただいたら良いと思えます。土地利用が実際にはできない所を外していただくからです。</p>
事務局	<p>今すぐ前回の土地利用計画図を持ってまいりますので、今しばらくお待ち下さい。</p>
会 長	<p>それでは他に何かありますか。</p>
委 員	<p>今回からの参加になりますので、前回までの経緯と重複しているかもしれませんが、懸念している件としまして工場や企業を誘致することで倉庫が建築される</p>

	<p>ことのないような規制があるのかどうかと、ラブホテルやパチンコ等の風営的な物がどれだけ規制されるのかということです。</p> <p>また計画を進めるにあたって、市民が提案することのできる参画型のプロジェクトや、市が地域の景観や営農の支援をするといった提案型の事業についての検討余地というのはどの程度計画に反映されるのかに関心があるのですが教えてくださいませんか。</p> <p>まず1点目の物流施設等がどのくらい建築されるのかということですが、こちらの土地利用計画を検討している地域は元々市街化調整区域で、基本的に土地利用ができないという地域でございます。この地域において今回の土地利用計画に則って地域の方が地区計画を定めると、この土地利用計画の方針に則った土地利用が可能になり、土地利用の選択肢が広がるという位置付けの物になります。物流施設がどのくらい来るのかということにつきましては、川西市では誘致しておりませんので把握しておりませんが、土地所有者の方に対して土地利用の選択肢を広げることができるといった形の計画であります。</p> <p>2点目の景観や風営法に対応することにつきまして、通常の市街化調整区域につきましては一定の看板や建物に規制が掛かっているのですが、この土地利用計画においては通常の規制より厳しい屋外広告物の禁止区域の基準を当てはめていきたいと考えております。地区計画が定められた所からにはなりますが、通常土地利用できない場所が土地利用できるようになりますので、この通常より厳しい規制によりできるだけ調整区域の環境を守っていききたいと考えております。</p> <p>3点目の提案型の土地利用のプロセスについて、住民はどのような形で参加するかということですが、この土地利用計画は市が事業を進めていくものではなくて、土地利用の対応が可能になるという地区ですので、あくまでも土地利用者は土地所有者か民間の開発事業者になります。最低敷地面積1haの土地を開発することになると2～3名の土地所有者の方が集まってすることになりますので、もちろん土地所有者の方は地域の方が多いのですが、土地所有者の方と地域の方が話し合っていた後、市の方に地区計画の申請を出していただき、手続きを踏まえて告示した後、建物を建てられるという形で進められることとなります。雑ばくな説明ではありますが以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>私の方からも補足の説明ですが、我々はよく積極的な土地利用計画と消極的な土地利用計画という言い方をしますが、法律に基づいた制限を掛けていく土地利用計画というのは一定の枠にはめることができるのですが、ここにこのような施設が良いという所まではなかなか踏み込んではいえませんが、というのも事務局から説明がありましたようにあくまでも土地所有者の方がどう使われるかということでございますので、委員が全てに倉庫が並ぶというのはどうなのかとおっしゃられましたが、ここは倉庫で隣は商業施設でというように一つ一つに対してこちらが望ましいと思うように言うことはできないのです。言うことができるのは事業者が一体的に開発する場合で、こういう場合を我々は積極的な土地利用計画と言うのですが、積極的な土地利用計画をしていこうとすると事業者が一つ一つの土地利用まで設定していくということができないと不可能なので、今回はそこまでは難しいという感じです。ただ、先程も説明がありましたように地権者の方がこれから一定の時間を掛けて自分たちのまちをどのようにするかという構想を立てていかれるわけですから、その中でこういうまちが良いという合意が取れて、各地権者の方がその実現に向かって行動を起こすことによって一定の良いまちに</p>

	<p>なると思います。ただはっきりと申し上げますと、各地権者の方がご自分の利益で判断されるとそれなりのまちにしかならないということでございます。これから地区計画に至るまでの地元方々の協議の内容や質によってくると思います。</p>
委員	<p>ご回答、ありがとうございます。しっかりとした計画の中で、地域振興や生活環境改善、利便性の向上に関して素晴らしいと感じ、これが実現すれば良いと思いますが、会長がおっしゃられたように民間や地権者の方の意向を重視するとどうしても収益というものが出てくると思います。川西の北の500haもの土地ですので、できればこのプランにあるように公園やオートキャンプ施設等ができると思いますが、収益や採算の面から考えると誘致と言うのは難しいと考えられます。ただ、玄関口として自然と調和したユニークな人が集まるエリアがあるというようなものになって欲しいという思いから、できるだけ公の部分として使用できる用地を残しておいたり、例えば借地権を設定して借り上げて地域や市民の提案する事業参画の余地もあれば良いと思います。ただこれはあくまで私の思いでございますので、パブリックコメント等で言わせていただければと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>一般的な考え方として、土地利用は道路が全部できて沿道整備もほぼできてからになりますか。土地利用が実際に動き出すのは道路が整備されてからになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まずは石道地区において、周辺のインター線の道路が供用できますのは平成28年度末を予定しておりますが、この時期のタイミングに合わせて、今まで建てることのできなかつた一戸建て住宅を建てることのできるようにしたいと考えております。したがって、新名神の供用時期に合わせて地区計画ができるようにと思っておりますので、今年度末に土地利用計画が定まりましたら、来年度から地元の方に地区計画作成に参画されませんかという声を掛けるなど支援等行っていきたいと考えております。</p> <p>プロジェクト対応ゾーンにつきましては、事業者が決まってからになりますので、こちらのほうは受け皿だけ用意させていただきまして、事業者が声を掛けてきた段階で対応していきます。こちらの方は委員がおっしゃられたように、道路が整備された後の土地利用になるのではないかと考えております。</p>
会長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今日は答申を出すという日でありますから、意見だけ言わせていただきたいと思います。今回の計画というのは市街化調整区域として残しておきながら計画作りをしている訳ですが、その点につきましては高く評価したいと思っています。なぜなら新名神高速道路を建設するときは色々物議を醸す中で環境問題が一番懸念された訳ですけれども、周辺の地元住民の皆様方や土地所有者の方の理解の元で現在事業が進んでいるといった状況で計画作りがされているからです。大枠として乱開発は防止していこうということがこの中に盛り込まれておりますし、一</p>

	<p>方で土地を活用したいという方にとっては時間のきつい制約のない中でこれや っていくということが施策の中に盛り込まれており、さらに緑地保全というこ が大きな事柄として盛り込まれておりますので、私は良い計画だと思ってお ります。</p> <p>若干懸念するところがございます、一つはインター線の沿道の土地利用の対 応という所で、東畦野4丁目付近とこのゾーンが隣接する所で24時間営業の物 等が来ると生活環境の悪化が少し懸念されますので、この辺りを市として配慮し ていただきたいと思います。</p> <p>もう一つは東畦野や石道の田畑がある地域が新規機能型の地域で、この計画の 元で不耕作地をクリアしなければならないので農業をされたい方ができるような 配慮をして、対策を取っていただきたいと思います。</p> <p>また23ページで道路、公園等の整備計画がありますが、当面の周囲の住民の 方々の関心事はここにあるのではと思っています。これは、このような地域の土 地を活用するという事ですから、市としては大いに住民の皆様意向に基づい て積極的に対応してほしいと思いますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>他にも37ページの(4)地区計画の決定という所で今回の地区計画が作成の過 程を立てられている訳ですけども、その中で住民の皆様方が意見を言える場が 3回あります。これはただ単に意見を言えるだけではなく、意見に基づいて様々 な地区計画に反映でき、実際に機能できるような意見聴収の場であって欲しいと 希望しますので、市が大いに関わってくることですから配慮してやっていただき たいと思います。</p> <p>これらを踏まえると、良い計画だと思っています。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 何か、事務局の方からありますでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の図面の方を今準備しておりますので、申し訳ありませんがもうしばらく お待ちいただければと思います。</p>
会 長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
	<p>先程副会長の方から、37ページの所でできるだけ住民の意見を、というお話 がございましたが、先程事務局からお話がありましたように土地利用計画素案の 作成の前にも地権者の方と色々と意見交換をしたり、地権者の方同士の話合い の機会を設けてもらえると思いますので、そこでいかに地権者の方同士の意見の 共有ができるかどうかというのが今後の重要な観点かと思っています。これは都市計 画審議会の内容を受けられることを見込んだ所もございますので、しっかりとし た地元協議をお願いすると良いまちになると思います。</p>
委 員	<p>こういった市街化調整区域の中で、新名神のインターチェンジに対応するた めにある一定の制限の中で開発を誘導していくという土地利用で、難しい問題だ と思います。その中で少し気になるのが、言葉の問題だけなのですが、その中 のネーミングで自然利用共生型というのが分かり辛いように思います。新規機能 型というのは例えば今まで自然環境としての農地があり、開発に適さないが新規 に沿道利用的な部分を含めた地域振興の施設を追加していき、追加される機能に 応じてそこが新規機能型というように言葉の解釈はできるのですが、それに対して</p>

	<p>自然利用共生型というのは自然との共生という言葉は分かるのですが、自然利用共生型というのは何を指しているのか分かり辛いと思います。これは単にネーミングの問題で、しっかりと説明さえできれば良いと思います。例えば34ページの図表17で、自然利用共生型において用途にスポーツ・レジャー施設の管理施設とあり細かな審査基準がありますが、これは新規機能型の部分でも重複しています。また、自然利用共生型においてユニークなのは介護老人保健施設があることで、スポーツ・レジャー施設に付帯する宿泊施設、介護老人保健施設は新たに想定されるもので、それから既存の山林や既設のゴルフ場がこのゾーンの中に入っているということで、そういった定義の仕方の部分で自然利用共生型というものはどのような性格でどう位置付けしてネーミングしているのかについては説明の仕方を考えておく必要があるのではないかと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ストレートに言うとゴルフ場ばかりですが、環境工学で学んできた立場から言わせていただくと、ゴルフ場は共生かという疑問はありますが、委員のおっしゃるように自然活用型等が本来のネーミングではないかと思います。もし、どこかで変えられるチャンスがありましたら分かりやすい名前にしていただきたらと思います。</p> <p>ただいま資料が来ましたので、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>大変遅くなり申し訳ありません。</p> <p>今、お手元の方に前回の都市計画審議会で配付させていただきました土地利用計画図をお配りさせていただきました。主旨としましては大きな変更点はございませんが、着色の変わった所を説明させていただきます。</p> <p>まずインター線沿いにピンク色で着色している所でございますが、まず左の所は石道地区と東畦野地区の所に50mの長さで沿道利用対応ゾーンとして記載させてもらっておりましたが、地形等を確認した結果、側道のある所、若しくは道路間の隣接の高低差が大きな所等を割愛した形で新たに沿道利用対応ゾーンを精査して記載させていただきました。これによりまして石道地区の三角地、東畦野地区のインター線東側の所、清和台大橋付近の所でピンク色の箇所が少なくなっている状況になっております。また、川沿いの所も特に利用を図る場所ではございませんので自然環境保全ゾーンに位置付けさせていただきました。また、道路の高架下も自然環境保全ゾーンとして着色しております。また、自然環境保全ゾーンとしておりましたが周辺をプロジェクト対応ゾーンの自然利用共生型に塗り替えましたのは、ゴルフ場とインターチェンジとの間です。これらはいずれも現地の状況等を詳細に勘案し、精査して修正させていただきました。</p>
<p>会 長</p>	<p>いかがでございますか。</p> <p>かなり大幅な造成工事が必要な所では土地利用が進まないだろうという事で外したのだと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>それではご意見も出尽くしご異議がなさそうなので、お諮りさせていただきます。議案第2号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の策定について」原案の通り答申させていただくということご異議ございませんでしょうか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p> <p>会 長            ありがとうございます。</p> <p>それではご異議なしということで、原案の通り決定させていただきたいと思 います。つきましては、本審議会で決定させていただきました原案を市長の方に答 申させていただきますので、答申案を事務局から配布させていただきたいと思いま す。</p> <p>続きまして議案第3号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」(川西市 決定)を議題とさせていただきます。これは毎年11月の恒例でお諮りをする案 件でございますが、11月5日付けで市長より付議を受けており、その写しをお 手元に配付しておりますのでご確認をお願いします。</p> <p>それでは議案につきまして、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>事務局            先程と同様、準備が行き届いておらず申し訳ありません。本日ご用意させてい ただいております議案の番号につきましては11月5日の第4号とさせていただきます て、本日の議案と致しましては議案第3号の件でございますのでご報告さ せていただきます。</p> <p>事務局            (事務局 「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」 説明)</p> <p>会 長            ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問は ございますか。</p> <p>委 員            3ヶ所3件0.3haが減少になった理由は分かりましたが、資料-1と資料-2の 関係を教えて下さい。資料-1では生産緑地地区が332地区となっておりますが、 資料-2では334地区となっておりますし、面積についても資料-1では79.07h aで資料-2では80haとなっておりますがなぜなのでしょう。</p> <p>事務局            資料-2の方は今までの経緯を示しておりまして、一番下に示している334地 区と80haというのは昨年度の告示の変更後の数字になっております。議3-3の 変更前後対照表にあります変更前が、資料-2の一番下に示している数字になりま す。</p> <p>委 員            334引く3、あるいは332足す3か、80引く0.93か……。数字の関係が 分かりません。</p> <p>事務局            まず変更する箇所につきましては全体としては3箇所になるのですが、2箇所 につきましては地区そのものがなくなる場所で、北・中部-135と中部-63の地区 は丸々廃止となりますので廃止地区として2箇所です。中部-46につきましては赤 色で囲っております地域が一つの地区になっておりまして、今回黄色の区域だけ 一部廃止して面積が縮小するので、ここの地区につきましては変更という位置づ けになりまして地区数としては減りません。という訳で減少数としては2となり ます。</p>
--	---

会 長	<p>そういうことではなくて、資料-2のところでは一番下の平成25年12月27日の所が、今お諮りをする前の指定地区数を表して334地区で80haです。資料-1が今回皆さんにご同意いただいた後の332地区で79.07haになるということですのでよろしいですね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委 員	<p>今、会長が説明していただいたので分かりました。数字の関係がよく分からなかったものですから。</p>
会 長	<p>地区が減らずに面積だけ減っている所と、地区そのものがなくなっている所がありますので、説明の際にどちらなのか詳細にしていいただいたら理解しやすいと思います。</p>
	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>中部-46において、残る面積は一団の面積としての0.13haあるんですね。</p>
事務局	<p>はい、そのようになっています。</p>
委 員	<p>この図面だけは2つに分かれているように見えて、そうすると5aを切ってしまうのではないかと心配したものですから。わかりました、結構です。</p>
会 長	<p>条件としての500㎡以上満たしているという事ですね。</p>
	<p>他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。  それではこちらも採決を取らせていただきます。  お諮りをさせていただきます。議案第3号「阪神間都市計画生産緑地地区の変更について」を原案の通り決定するというごことにご異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>ありがとうございます。  それではご異議なしということで、原案通り決定させていただきたいと思ます。こちら本審議会でも決定された原案を答申させていただきますので、答申案を事務局より配付していただきたいと思ます。</p>
委 員	<p>すいません。質問ではないのですが、阪神間において生産緑地が新しく増加している所が他市にはあるのですが、川西市には全くありません。農業委員会で色々な話をしております、他市では新規の生産緑地があるのですから、川西市においてもできれば今後を考えていただきたいと考えております。農家をされる方が減少しているのは事実ですが、これから益々高齢化してきますので、従事者が故障し、家族も継がず生産緑地を廃止するというケースが多々ありますが、</p>

<p>会 長</p>	<p>そうすると川西市には農地が段々なくなってしまう。そういった状況を踏まえて、先程の石道や西畦野地区における農地の保全も考えていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>産業の方につないでいただくということと、都市計画の方でできる仕事は地権者の方に農地を存続して欲しいということを提案するという方法が効果があると思われまますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは議案第4号に入らせていただきます。「阪神間都市計画道路(3.4.94号一庫紫合線)の変更について」(兵庫県決定)を議題とさせていただきます。</p> <p>本議題につきまして11月5日付けで市長より諮問を受けておりまして、資料の方をお付けしております。それでは事務局の方より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 「阪神間都市計画道路(3.4.94号一庫紫合線)の変更について」 説明)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>それではご意見がないようでございますので、採決に入らせていただきたいと思ひます。</p> <p>お諮りを致します。議案第4号「阪神間都市計画道路(3.4.94号一庫紫合線)の変更について」議案の通り決定することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。それではご異議なしということで原案の通り決定させていただきます。</p> <p>これも市長に答申をさせていただきますので、答申案を事務局より配付させていただきます。</p> <p>それでは引き続き議案第5号「景観計画の策定にあたっての意見について」を議題とさせていただきます。</p> <p>本議題は、景観法第9条に基づき、景観行政団体である市町村に都市計画審議会が設けられている場合は都市計画審議会に意見を聞かなければならないとありますので、11月14日付けで市長の方から意見の照会がありました。依頼書の写しをお手元に配付させていただいておりますので、ご確認下さい。</p> <p>それでは議案につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 「景観計画の策定にあたっての意見について」 説明)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。前のスクリーンにも映っておりますが、メインは都市</p>

	<p>景観形成審議会の方で諮問・答申をしてもらうこととなりますが、景観法第9条で都市計画審議会に意見を聞くことが義務付けられておりますので、それに基づきまして本日はご意見を賜りたいと思います。ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>3点ほど質問があります。</p> <p>まず1点目、3ページにおいて昭和63年に川西市都市景観形成基本計画の策定とありますが、平成27年にも川西市景観計画の策定と「都市」という字が抜けた物になっていますが、要は昭和63年に計画されて採用されなかった案をそのまま続けているのか新しく作り直したのかを教えてください。</p> <p>2点目ですが、その下にある能勢口にあるアステやみつなかホール等高架になったりモザイクボックスができたりと色々変わったのですが、平成27年には景観条例の改正となっています。計画は新しく作って条例だけは改正という形をとっていますが、この辺りの考え方をもう少し簡単に分かりやすく説明していただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず1点目のご質問の基本計画につきましては、これまでも昭和63年に策定されました基本計画に基づいて現行の条例で規制・誘導の方を行って参りましたが、今回景観法に基づく新たな計画を立てるということで、この基本計画を全て廃棄するという訳ではなく、例えば今回の計画におけます第4章の自然景観類型や市街地景観類型等は全て基本計画の際に整理された類型に基づいております。そして新たに今回生活シーンという視点を加えて作成作業を進めてまいりました。ですので、基本計画というのはこの計画書の中にもまだ生き続けている状態でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>もう少し整理した方が良いと思います。私も景観法の策定に関わってましたので私の方から説明させていただきますが、川西市よりも先に兵庫県の方が景観条例を定めまして、川西市を始めとするかなりの兵庫県各市町村は先進的に景観条例に取り組んできました。その延長上で、たくさんの市町村が景観条例を作っていく中で、国土交通省の方が国としてさらに支援していきたいということで景観法の策定に至ったのです。少し脱線した話になりますが、私もその時の研究会に入っておりまして、景観条例の一番の障害は罰則規定がないということでしたので、罰則規定のついた景観法を作るということで違反をした事業者に関しては抑えの利くようにしようということで景観法を作った訳です。私も含めまして研究会の中には、兵庫県や川西市はかなり先行的に行っていたので、条例の中に罰則規定を設けられるようにした方が先行行政団体としては良いのではないのではないかという意見もあったのですが、一括して景観法として位置付けることになった為に景観法の策定になりました。そして景観法が策定したことによって今回の動きがあるのですが、景観法に載った方が違反に対する罰則規定も使えますので、景観法に基づく景観計画という形に改めようではないかということになったのです。という訳で、ベースという点では基本計画がかなり大きなベースになっておりますが、その内容を踏襲しつつ、時代に合わせたの若干の変更を加えながら法に基づく景観計画に乗り換えたいというのが今回のことでございます。</p> <p>法と条例の関係も、法律ができましたので、今まで条例で行っていた中にも法律で適用できる部分がございますので、その部分は法律の方に持っていかうとしておりまして、法律の中でいわゆる委任条例部分である条文もありますし、法に</p>

	<p>基づかない自主的な内容もありますので、その辺り法との関係でも一度条例を整理しようではないかということになってきているのです。ですから景観法の策定に基づいた条例の内容を精査するということでの景観条例の改正ということになります。</p> <p>おそらく内容的にはほとんど変わらないのですが、景観法ができたことによつて法に載せられる部分は法に載せていき、法に載らない部分に関しては条例で担保していこうという二段構えにするというのが今回の計画だということにご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>良く分かりました。</p> <p>もう1点ですけれども、パブリックコメントとして市民アンケートを取るようですが、会長から今説明がありました、景観計画を新たに策定する、あるいは条例を改正することをどのような内容で質問するのでしょうか。質問項目を決めるのは難しいと思いますが、あまり細かくてもおおざっぱすぎでもいけないし、どの辺りをパブリックコメントとするのでしょうか。パブリックコメントをするのであれば、今日分かる範囲でどのような内容になるのかを教えてくださいたいと思います。</p>
事務局	<p>パブリックコメントにつきましては、本計画書だけでは確かに分かり辛い部分もあると思います。特に法に基づく景観計画については分かり辛いと思いますので、概要版を別途作成しまして、パブリックコメントを行おうとしております。その概要版の内容につきましては、これまでの現行条例で行ってきたこと、それに加えて景観法を用いるとこんなことができますという法に基づくことが必要な理由をお示しするとともに、さらにそれだけでは親しみが持てず分かり辛さがあると思いますので、本計画書の第4章にまとめております各類型の図において生活シーンの例を挙げ、普段の生活をしている人が通勤通学している風景や、特別なシーンとして例えばレジャーとして知明湖でキャンプをしている等のシーンを提示しておりますので、こういう物を概要版に例示することによって自分がどのような景観を大切にしていかなければならないのかとか、あるいは普段どのような物を見ているかといった視点から興味を持っていただきます。そして次のステップとして、現行の条例で何をしてきたか、今後何か必要か、また自分には何がしていけるのかということが分かるような概要版にまとめていきたいと考えております。</p>
委員	<p>その内容は市民だけではなく、我々にも教えていただかなければならないと思うのですが、いつ頃できる予定ですか。</p>
事務局	<p>パブリックコメントですので、正式な手続きとしましては議員協議会でお示しできるよう準備を進めております。</p>
委員	<p>それはいつ頃ですか。</p>
事務局	<p>まだ確定ではございませんが、12月11日か12日頃です。</p>

会 長	よろしゅうございますか。
委 員	率直に申しまして、読んでも内容が分かりにくように思うのですが。
会 長	<p>今回は意見の聴取ということでございますので、景観形成審議会の方で諮問・答申ということになります。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>51ページに(3)技術的・資金的な支援の所に良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる市民・関係団体や事業者に対して、技術的・資金的な支援ができることとしますとありますが、基準的な事がある程度明確にしておかないと新たに建物を建てるとかということもあると思いますが、自然の景観の部分で努力して維持しているという相対的な部分が出てくると思うので、そういった基準の決め方や考え方についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>この辺りはまだ方針レベルですので具体的には決まっていないと思うのですが、何か説明できることがありますでしょうか。</p> <p>例えばですけれども、私は他市でも色々とさせていただいておりますが、歴史的な建造物というのはかなり立派なお屋敷等が多いので改修をしようとするとなん千円もの額になりますので若干ではありますが資金提供させていただいたり、あるいは景観形成のために頑張ろうとされている団体等に活動費の補助をしたりということが他市では行われております。その辺り、他市を参考にしながら考えていただけるのではないかと思います。</p>
委 員	<p>今のところはっきりとした重要建造物であるとか重要な史跡に関しては理解もできるのですが、市民がそれぞれの地域で暮らしており、景観度合というのは相対的にかなり違う状況にあると思うのですが、その中で大切にしている建物や樹木がかなり違う状況で維持努力しているということがあると思います。そういう物を指針的に何か明確にしておかないと、お金の使い道に不公平が生じることがないよう初めから分かりやすい指針を示しておかないといけないと思います。</p>
会 長	<p>これはあくまでも方針を定めている段階でございますので、後の運用に際しましては個々の要綱等で明確な基準が作られます。また、場合によっては都市景観形成審議会で審査されるという手続きを踏まれますので、参考意見ということでよろしいでしょうか。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>最後の話に関連するかもしれませんが、全体的に見ますと4章5章、特に5章の所なのですが、その辺りの書き方が会長のおっしゃる方針等が主の話だとしても、景観計画の中で景観形成の推進方策の後ろ盾をしているという章立てから見ますと5章の内容はもう少し議論を詰める必要があるのではないかと感じました。</p> <p>もう1つは全体的な景観の捉え方の中で、生活シーンと非日常というような分</p>

	<p>け方と、9つの景観の類型化をコラボさせた形で整理されていますが、これもひとつの整理の仕方としては良いとは思いますが、それと景観計画というのは少し違った計画のデザインの考え方が必要になるのではないかと思います。例えばこういうクロスのを分けて、個別の線の所をやっていけば良いというような単純な話にはならないと思います。そういう意味でも推進方策という部分がここに関係するのではないかと思いますので、その辺りを引き続き検討していただければと思います。</p>
会 長	<p>もう少しアイデア等があれば教えていただければと思います。</p>
委 員	<p>例えば宝塚市では市民と協働で景観を保つ中で、市民にとって一番関係してくるのは地区計画になりまして、市民が地区の景観が保全されるようにとか、宝塚らしい住宅地のイメージが残されるようにしていきたいということで、許可の問題等色々な建物の壁面についても地区ルールの中で景観を配慮した形で市民が自分たちの地区の計画をすることで景観形成に参画していくというようなことは都市計画の中でずいぶん定着しつつあるような気がするのですが、そういった部分も川西市らしい景観形成を作る時に市民がどういう形で具体的に参画できるのかということは、どういう考え方の基で景観計画を考えているのかということも5章の辺りで書いていただければ分かりやすいのではないかと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>市街地景観なのですが、ある規模以上というのは大規模が中心になっておりますが、小規模の物に規制をかけるということは別にしましても、市民の方全員に景観というのは自分たちの家も景観の一部であるという事を啓発していかなければならないといけません。逆に捉えると、うちは小さいから関係ないという様になると思いますので、その辺りにも目を配らせたような形にしていた方が良いかと思います。</p>
会 長	<p>どこか、具体的な指摘はございますか。</p>
委 員	<p>景観形成に影響を及ぼす大規模建築物等をと限定して書かれているので、建築物自体が景観形成に関わると、またその中でも大規模建築物は大きな影響を与えろという書きの方が良いと思います。やはり建築物自体が景観に関わるという記載が必要であると思います。</p>
会 長	<p>一言付け加えたら良いということですね。全ての建築物が景観形成上重要であります。特に大規模建築物に関しては影響を与えるという感じで、二段構えにしたら良いですかね。 後、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>質問が2点あるのですが、まず1点目、地域の伝統的な祭り等の保全ということにはここには入っているのですが、復活・再生というような観点で助成や支援と</p>

	<p>というのは含まれるのでしょうか。例えば具体的に言いますと、ローカルな話で申し訳ないのですが、けやき坂地区の芋生に、熊野神社という所がありまして、数十年前までだんじりがありました。修理にお金が掛かるということと子ども達もいないということで神社の奥に眠っているような状態で、地元の中ではこういうものを復活させて祭りというものを地域の活性につなげていきたいという意見もあるのですが、なくなったものを復活・再生するという事に対しても活用できるのかということです。</p>
<p>会 長</p>	<p>いかがでしょう。これはなかなか難しく、景観をまちづくりで言うのが難しいですね。地域の文化の再生の話ですので、これはいつも私も悩むのですが何でも景観という訳ではないのです。景観計画の中に何でも入れてしまうと大変なことになってくるので、他で受けられる所は他で受けていただいた方が良くはないかというように感じます。</p>
<p>委 員</p>	<p>わかりました。      あともう1点、この取り組みという事の中で、こういう素晴らしい景観があってこれを守り推進していくという情報発信についてはとても読み取れるのですが、この計画のフォローアップとして、市内外の方々へ関心を高める取り組みとしての情報発信という所までは踏み込めていないと思います。例えば、そのような情報発信に努めていく等の文言が何かあったら良いと思いました。セクショナルには観光課等の別になるのかもしれませんが、以前県の審議会で宝塚市や伊丹市では市が様々な会議をする際に風景編や産業編や自然編等の色々な市をPRするビデオが資料としてまとめられていて、非常にうらやましく思いました。しかし川西市にはありませんので、観光課に作って欲しいと要望したことがあったのですが、そういった情報発信等がこれにフォローアップで加われば、すごく良いと思います。また、これは教育委員会に関係するかもしれませんが、市民に向けてとありますが、郷土史の学習等を次世代の子ども達に向けての教育する啓発の機会を文言で少し盛り込められたらさらに良いものになるのではないかと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>その部分ではもうすでに川西市ではNPOや市民団体と一緒にPR活動やビデオ作りに取り組んでいる部分もありますが、その辺り事務局から何か情報提供はありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在都市計画課の方ではこの景観計画策定の動きとは別に、毎年、市内の風景のはがき絵を市民の方から募集して展示会を行っています。また、毎年景観に関するフォーラムを行っておりまして、こちらは先生をお招きして緑の景観はなぜ大切なのかといった講義をしていただいたりしています。      今後、この計画が策定されましたら、そういった機会毎にこういった計画がありますという情報発信をしていければと考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>ここには、そういった情報発信についての推進や取り組みについては文言としてフォローアップ等として本文に入れる必要はないということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>少しご説明が足りなくてすいません。フォローアップの方についてですが、計画書本体の見直しについて記載しておりまして、40ページに推進方策の枠組み</p>

	<p>として記載させていただいております。特に今おっしゃっていただいているのは、(3)参画と協働による景観形成の部分に当たるのですが、景観形成を進めていきましょうという内容です。また、コラムの方に現在都市計画課で行っている取り組みを掲載しておりますので、この辺りの取り組みを今後大きくしていければと思っております。</p>
委員	<p>情報発信していってもらえればと思います。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>基準編の8ページで、届出の対象となる行為で木竹の伐採とあり、その中にカッコ書きで河川の代行工事も含むとありますが、河川の代行工事というのはどういう所にあたるのですか。</p>
事務局	<p>現行の条例をそのまま記載しているのですが、基本的に河川の工事でのことで、今行われているような改修工事も含めて記載しているのですが、代行工事という表現が分かり辛いというご指摘でしょうか。</p>
委員	<p>国と地方団体が行う際に、景観法に基づくとすれば通知義務がありますが、届出義務はないという解釈でよろしいのでしょうか。</p>
会長	<p>そのとおりです。行政機関内は通知ということで、民間が届出ということになると思います。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>若干感じたことを言わせていただきます。17ページに生活シーンとありますが、シーンという言葉は私にとってなじみにくいので変えていただければ良いと思います。</p> <p>また19ページで目標が書かれておりますが、言葉的にはその通りだと思っておりますが、抜け落ちていることがあるのではないかと感じております。具体的なことは書いてあるのですが、目標の部分の文言では不足があるように思います。</p> <p>また、市・市民・事業者の役割の所の(1)市の役割で、どちらかと言うと啓発していくということで、実行していくのは市民と事業者ということですが、例えば小さなことですが公園等を整備する際に、市民の皆さんが協力して清掃等をしておられますが、大木等は管理できておりません。公園等の景観を良くしていこうと思うと、まず市が大木等を整備してから、市民の皆さんが清掃していくことが必要だと思います。なかなか市が取り組まない事に関して積極的にいう姿勢を示した文言も入れた方が良いと思います。</p> <p>また39、40ページについてですが、市民の皆さんにやっていただくためには財政的な裏付けについても具体的にしっかりと記載する必要があると思います。</p> <p>それから確認したいのですが、41～43ページに重点区域について書かれていますが、基準編の13ページに景観形成重点地区に書かれていません点線の中の</p>

	<p>話だと思うのですが、昔の話ですがA地区B地区等と決めて駅前の地区の再開発を行ってきたのですが、A地区やE地区やK地区の一部が抜け落ちた中で重点地区を決めたのはなぜなのかと思います。と言いますのは、重点的に整備を行っていきたいという市の方針があったと思うので、やはり重点地区として指定すべきではないでしょうか。重点区域というのが今申し上げた区域であるのかどうかをお聞きしたいです。もし、この景観形成重点地区というのが駅前の地区のことでありましたら、やはりA地区やE地区やK地区といった地域も入れていく必要があると思いますので、確認したいので教えて下さい。</p>
事務局	<p>まず確認事項である対象区域についてですが、今回お示ししております図はこれまで行ってきました現行条例での景観重点地区でございます。今回、計画策定が終わりましても引き続き、新たな計画対象地区はないかといった検討作業は進めていきますので、その中で再開発の事業の動きを見ながら、新たな地区の追加を検討しなければいけない時期がきましたら手続きを進めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>再開発事業を推進するような計画が出た段階でそれを検討するということですか。先に決めておいて、ここが対象ですと示しておいた方が良いのではないかと思いますのですが。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。先程おっしゃられました、A地区やE地区というのは図に載っております区域から外れている区域もございます。再開発地区もあるのですが、平成5年に定めた時の中で特に重視する所として阪急川西能勢口駅とJR川西池田駅を結んだ地域を重点地区と定めさせていただきました。今後また必要な場合につきましては、先程申しましたように適宜見直していく必要があると思いますけれども、現時点ではこれを踏襲していきたいと考えております。</p>
会長	<p>先程、委員がおっしゃられた普段の生活シーンと特別な生活シーンというのは、もう少しきちんと説明しておいた方が良く私は思います。みんなで作っていかうということで普段の生活シーンを強調しすぎて、かえって分かりにくいようになっているように思います。基本的にはまず特別な生活シーンという物を説明した方が、分かりやすいと思います。例えば駅前であったり、自然豊かな風景であったり、市民全体が大切にしたいと思っている所が川西市にはいくつかあると思います。そういう所が特別な生活シーンであって、めりはりという観点からも、重点的に整備していかないといけない所です。一方、私達が普段生活しているまちというのは、毎日眺めているので住民にとってはとても重要な風景になります。しかしながら、ここを全市的に取り組んで整備することはないので、地域の方々が自分たちの愛着を持ってまずは率先して自分たちで景観を良くしてもらおうということになると思います。一方で、どうしても生活のおいが出てしまう所もありますので、そういう場所は特別にピカピカにきれいでもなく、生活のおいを残しながら、こぎれいにまとめていくことが普段の生活シーンに求められることなのだと思いますので、その辺りをもう少し丁寧に説明していただくと、なぜ二段階に分けているのかという意味や、それをどういように使い分けていくのかということが分かりやすいと思いますので、よろしく願います。</p>

	<p>他、いかがでございますか。</p> <p>それでは私の方から一点質問なのですが、前回もご質問をしたかもしれませんが、43ページの所で景観上重要な地区の中で景観形成地区と景観形成重点地区となっておりますが、さらに厳しい都市計画法に基づく景観地区というものがあります。この景観形成地区と景観形成重点地区というのは条例に基づく地区指定になっていると思うのですが、一番厳しい都市計画法に基づく景観地区に指定すると市長の許可がないと建物が建てられないという非常に厳しい地区になるのですが、究極はそこまでいって欲しいと思います。今の所その記載がありませんが、最終的に景観地区を指定するという書き込みはありましたでしょうか。</p>
事務局	<p>45ページの(2)-4の所に、今後の検討課題として都市計画決定による制限もありますという所は検討項目として挙げております。</p>
会長	<p>検討しますということで、三段階目に景観地区が来るということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただ、三段階というのがもう少し分かりやすい方が良いでしょう。ストレートに言うと、隠しているような感じに見えまして、委員がおっしゃられました地区計画のことも(2)-5にあるのですが、地域の方々が地域で地区の景観を良くしていくのに何段階あり、今の所二段階だけ考えていますが、三段階目は一緒に検討していきましょうということが分かりやすく一覧表のようになっているとより分かりやすくなると思いますので、またどこかで検討する機会がありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。</p> <p>様々なご意見を賜りましたが、特に5章の所をもう少し住民ぐるみの地区計画レベルの話や、より具体性が見える書き込みにしていただけたらという願いが集中的にございましたが、意見書の内容とすればいかがでしょうか。意見書として返すか返さないか、今の意見は景観形成審議会に口頭でお伝えいただくというレベルで良いのか、本審議会としてきちんと意見書として提出した方が良いかということでございますが、何かご意見はございますか。</p>
委員	<p>今、皆さまがおっしゃられたご意見を列記して都市景観形成審議会の方にお渡しするのが良いのではないかと思います。</p>
会長	<p>それでは、そうさせていただきますでしょうか。色々ご意見を賜りましたので、私と事務局の方で最終的に調整させていただくということで、よろしゅうございますか。</p> <p>それでは今回は諮問答申という形ではございませんので、只今提案していただきました通り、最終的なご意見を私と事務局で調整して景観計画策定に当たっての意見書として市長の方に回答させていただきますのでよろしく申し上げます。</p>

	<p>その他、委員の皆さまから何かございますか。</p> <p>委員 今後の日程ですが、都計審は年5回位と伺いましたが、次はいつ頃になる予定ですか。</p> <p>事務局 本日、第4回の都市計画審議会を開催させていただきました。この後につきましては、2月初め頃に日程を調整させていただいて開催させていただきたいと考えております。</p> <p>委員 来年度はどうなりますか。</p> <p>事務局 来年度の案件につきましては未定でございますが、日程は例年5月、8月末、11月、2月で大体年4回位開催させていただいております。</p> <p>委員 議題については、まだ分からないのですね。</p> <p>事務局 はい。</p> <p>会長 今年度につきましては、議案が多かったので年間で色々変わってきましたが、場合によりましたらこの11月の生産緑地しかなかったりする年もございますので、臨機応変にお願い致します。</p> <p>その他、ございますか。事務局の方はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは本日は案件の方が多くございまして、長時間になりましたことご了承いただけたらと思います。</p> <p>これをもちまして平成26年度第4回都市計画審議会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
--	--